

粗大ごみ回収と処理手数料減免の制度について

- 1 回収日は、_____月_____日(_____)です。
- 2 指定した場所に回収日当日の午前8時30分までに出してください。
- 3 申し込まれた品物以外は、回収いたしません。
申し込み後に品物を追加したいときは、当課までご連絡ください。
- 4 別紙の「貼紙用紙」に回収日と氏名または申請番号を記入し、お出しするすべての粗大ごみ(品物)に貼ってください。

座間市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例第25条の粗大ごみ搬出者	
粗 大 ご み (証紙貼付省略)	
回収日	_____月_____日
氏名または申請番号	_____
担当 リュース推進課 046-252-7560	

余った貼紙用紙で新たに粗大ごみを出すときは、改めて減免申請が必要です。

- 5 1世帯につき年間5点まで減免を受けることができます。
5点を超えた分の粗大ごみは、有料で回収します。
※年間とは4月1日～翌年3月31日までです。
- 6 ファックスで減免申請をするときは、申請書を送信した後、品物の内容と回収日の確認のため、当課までお電話ください。

リュース推進課 電 話 046 (252) 7560

FAX 046 (252) 7616

LINEでの申請方法については、次のQRコードから市ホームページをご確認ください。

【LINE申請方法】

- 1 市公式LINEのメニューから『ごみ』を選択。
 - 2 『粗大ごみの申込』を選択。
 - 3 『粗大ごみとして処分する』を選択。
 - 4 対象のお手帳をお持ちの場合、『はい』を選択。
 - 5 以降、トークに従い、必要事項を入力。
- ※入力後は、手帳等を撮影する画面に進みます。
※LINE申請のときは、「粗大ごみ減免用の貼紙用紙」でなく、A4サイズ程度の紙に申請内容を記入し、品物に貼って出すこともできます(記載例は下記を参照)。
※本市では24時間受付が可能で、来庁も不要となるLINE申請を推奨しています。



記載例

回収日
〇月×日
申請番号または氏名
123456

下記の場合には粗大ごみの収集料金が年度ごとに5点まで免除になります。当てはまる方は「はい」を選択してください。

- ・身障者手帳・療育手帳所持
- ・精神障害者保険福祉手帳所持
- ・老齢福祉年金
- ・ひとり親家庭の医療費助成受給

いいえ はい

既読 10:16 はい